

生産物分類策定作業手順書（案）

平成 29 年 10 月 25 日現在
総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室

目 次

第 1 作業手順概要	1
第 2 作業用資料一覧	2
第 3 作業手順詳説	
【産業大分類別の作業】	4
【産業横断的に行う作業】	13

別紙様式

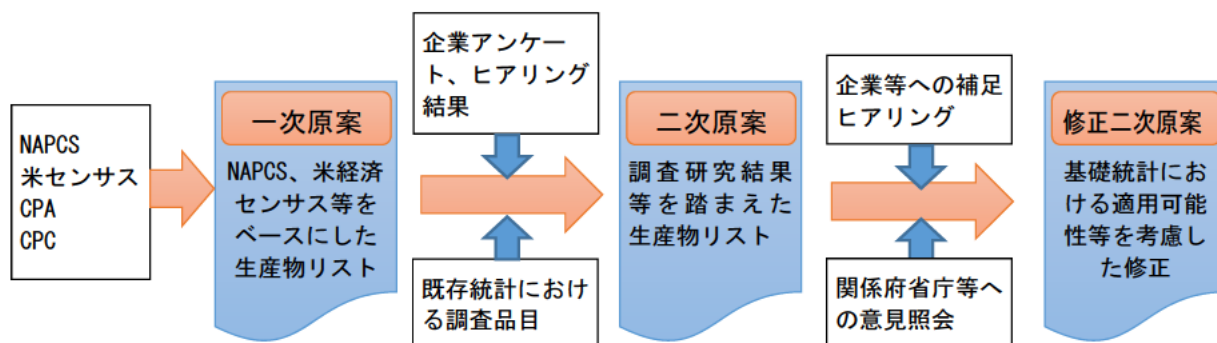
- 【別紙様式 1】 産業（業界）研究資料
- 【別紙様式 2】 ワークシート①（一次原案作成用）
- 【別紙様式 3】 ワークシート②（二次原案作成用）
- 【別紙様式 4】 産業別生産物リスト

（注）本作業手順書（案）は、平成 29 年 10 月 25 日現在のものであり、今後、生産物分類策定研究会における議論等を踏まえて、変更・修正があり得る。

第1 作業手順概要

【産業大分類別の作業】

(フロー図)



1 産業（業界）研究

2 分類原案の作成

2.1 一次原案の作成

2.2 二次原案の作成

2.3 企業等への補足ヒアリング及び関係府省等への意見照会等を踏まえた二次原案の修正

3 生産物分類策定研究会における検討

【産業横断的に行う作業】

(注) 以下の事項については、引き続き検討を行う。

4 複数の分野に出現する生産物の統合検討

5 産業分類との対応関係の整理

6 中上位分類の構築

7 生産物分類策定研究会における検討（分類構成全体）

8 国際分類（CPC、HS）との対応表の作成

第2 作業用資料一覧

【作業用資料】

- 01 産業（業界）研究資料【別紙様式1】
- 02 ワークシート①（一次原案作成用）【別紙様式2】
- 03 ワークシート②（二次原案作成用）【別紙様式3】
- 04 産業別生産物リスト【別紙様式4】

【作業用参考資料】

- 01 日本標準産業分類（J S I C）（平成25年10月改定）
※和文及び英訳文
- 02 日本標準商品分類（J S C C）（平成2年6月改定）
※和文及び英訳文
- 03 北米生産物分類システム（N A P C S）（2017年第1.0ベータ版）
※原文（英文）及び和訳文
- 04 欧州共同体活動別生産物分類（C P A）（第2.1版）
※原文（英文）及び和訳文
- 05 中央生産物分類（C P C）（第2.1版）
※原文（英文）及び和訳文
- 06 北米産業分類システム（N A I C S）（2017年）
※原文（英文）のみ（直近の和訳はN A I C S（2002年））
- 07 欧州共同体産業分類（N A C E）（第2.0版）
※原文（英文）のみ
- 08 国際標準産業分類（I S I C）（第4版）
※原文（英文）及び和訳文
- 09 商品の名称及び分類についての統一システム（H S）（2017年改定）
※原文（英文）及び和訳文
- 10 2017年アメリカ経済センサス調査票生産物リスト（サービス分野）
※原文（英文）
- 11 J S I C（Rev.13）（細分類）－N A I C S（2017）（6桁）対応表
※和文及び英文
- 12 J S I C（Rev.13）（小分類）－2017年アメリカ経済センサス調査票対応表
※和文及び英文
- 13 N A P C S（2017）－2017年アメリカ経済センサス調査票生産物リスト対応表
※原文（英文）及び和訳文
- 14 N A C E（Rev.2）－J S I C（Rev.12）対応表
※原文（英文）

15 J S I C (Rev. 13) - C P C (Ver. 2.1) 対応表

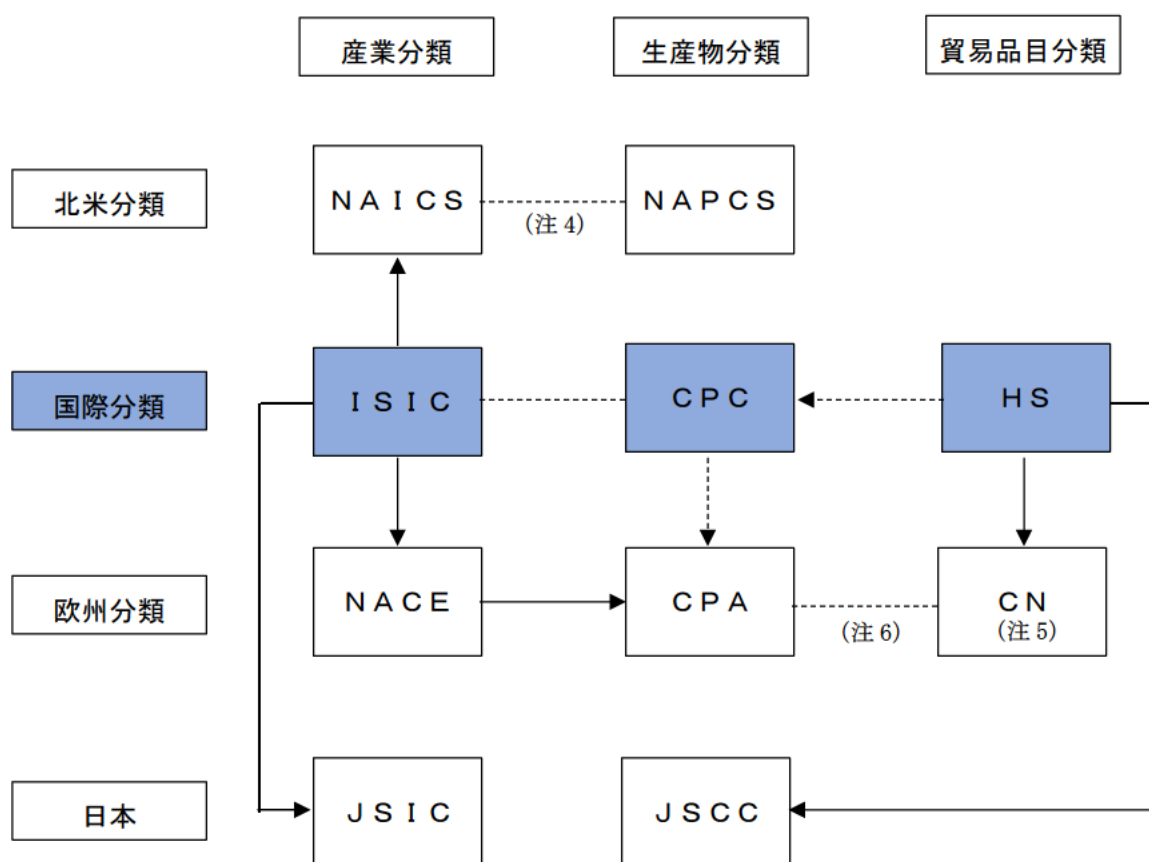
※和文及び英文

16 N A P C S フェーズ I-III 生産物リスト (NAPCS Phase I-III Product Lists)

※原文 (英文) のみ

※アメリカ、カナダ及びメキシコの3か国が NAPCS 策定時に使用した暫定生産物リスト

(参考) 国際分類及び北米、欧州、日本における各種分類の整備状況と対応関係



(注)

- 1 実線の矢印 (→) は、始点の分類が基準分類となり、分類構造でリンクしていることを示す。
- 2 破線の矢印 (-->) は、始点の分類が基準分類となり、分類項目対照表でリンクしていることを示す。
- 3 破線 (矢なし) は、分類項目対照表でリンクしていることを示す。
- 4 NAICS と NAPCS の対照表は公表されていないが、「NAPCS フェーズ I-III 生産物リスト」(NAPCS Phase I-III Product Lists) では、NAPCS 暫定生産物と NAICS との対応関係が示されている。
- 5 欧州合同関税品目分類表 (Combined Nomenclature, a European classification of goods used for foreign trade statistics)
- 6 CPA と CN は、PRODCOM (欧州鉱工業生産統計分類) を介してリンクしている。

第3 作業手順詳説

【産業大分類別の作業】

1 産業（業界）研究

ここでは、産業（業界）研究資料【別記様式1】により、検討対象となる産業の業界研究を通じて、業界全体の概略を把握し、分類原案の検討の参考情報を整理する。本資料に盛り込むべき主な項目は以下のとおり。

① 関係法令等

当該産業（業界）において以下のような事項を規制している法令や業界の自主規制がないか確認し、商品・サービスの特定に関連する可能性のある法令名及び関係条文を本欄に記載（特に関連がなければ法令名のみ記載すればよい。）。

- i) 業務や商品・サービス
- ii) 事業・サービスの実施主体（法令により独占が認められる事業、業務独占資格等）
- iii) 会計処理・経理区分
- iv) 特定の財・サービスに課される税（ゴルフ場利用税、入湯税等）

② 業界売上高・業界シェア・事業所数等

各種統計、業界団体等が提供する情報等を参考に、業界全体の売上高の動向、業界シェア等について記載。

また、「経済センサスー活動調査結果」(注) から、産業(細分類)別事業所数、従業者数及び売上(収入)金額等を記載。

(注) 平成24年経済センサスー活動調査>事業所に関する集計>産業別集計

③ 主な商品・サービス等

各種統計、業界団体等が提供する情報等を参考に、主な商品・サービス等について記載。

④ 関係業界団体

当該産業（業界）の関係団体等を列挙し、その主な業務を簡潔に記載。

⑤ 備考（最近の動向等）

その他の情報を参考に当該産業（業界）における最新の動向等で特筆するものがあれば記載。

なお、本資料は非公表とする。

2 分類原案の作成

2.1 一次原案の作成

ここでは、J S I C小分類ごとにワークシート①（一次原案作成用）【別紙様式2】を作成し、①NAPCS、②2017年アメリカ経済センサス調査票、③CPA、④CPCを参考に一次原案を作成する。具体的な作成方法は以下のとおり。

- (1) ①NAPCS(2017年)、②2017年アメリカ経済センサス調査票、③CPA(Ver. 2.1)、

④CPC (Ver. 2.1) 欄に、J S I C小分類に該当する生産物を以下の方法でリストアップする。

① NAPCS (2017年)

② 2017年アメリカ経済センサス調査票

- i) 資料 12 に基づき、検討対象 J S I C小分類に対応する 2017 年アメリカ経済センサス (以下「米センサス」という。) 調査票を特定
- ii) 資料 10 に基づき、調査票名 (Question Name) に対応する調査項目 (Code) を特定
- iii) ii) で特定された米センサス調査票の調査項目に対応する NAPCS (2017年) の生産物を、資料 13 を参考に特定
- iv) NAPCS (2017年) の生産物と米センサスの調査項目を整理して、それぞれワークシートの①欄及び②欄に記載。

なお、「No.」欄は整数の通し番号とするが、その内訳となる生産物がある場合は、下 2 桁 (例 : 1.01) 又は下 4 桁 (例 : 1.01.01) の枝番を付す。

図 ワークシート①への記載イメージ

(1) NAPCS(2017年)			(2) アメリカ経済センサス調査票 PS-54110(Legal Service)		
NO.	コード	項目名(和訳)	NO.	コード	項目名(和訳)
1	44101010101	法務サービス(刑法)	1	7005680000	刑法
2	44101010102	法務サービス(遺言・財産権・信託財産)	2	7005685000	遺言・財産権・信託財産
3	44101010103	法務サービス(家族法)	3	7005690000	家族法
4	44102010101	法務サービス(不動産法)	4	7005695000	不動産法
5	44102010102	法務サービス(企業法・商法)	5	7005700000	企業法・商法
	44102010102		5.01	7005700003	破産法
	44102010102		5.02	7005700006	知的財産法
	44102010102		5.03	7005700009	税法
	44102010102		5.04	7005700012	他に分類されない企業法・商法
6	44102010103	法務サービス(民事過失法)	6	7005750000	民事過失法

③ CPA (Ver. 2.1)

資料 14 を参考に、検討対象 J S I C小分類に対応する NACE 産業 (4 桁) を特定し、当該 NACE 産業 (4 桁) に相当する CPA (Ver. 2.1) の生産物 (6 桁) を特定してワークシート③欄に記載。(注)

なお、②同様、「No.」欄は整数の通し番号とするが、その内訳となる生産物がある場合は、下 2 桁 (例 : 1.01) 又は下 4 桁 (例 : 1.01.01) の枝番を付す。

- (注) 1 CPA は NACE にリンクしており、NACE コード 4 桁と CPA コード 4 桁は共通となっている。
- 2 資料 14 (NACE (Rev.2) - JSIC (Rev.12) 対応表) は最新版のものではないので、一部の産業では参考する際に注意が必要。

④ CPC (Ver. 2.1)

資料 15 を参考に、検討対象 J S I C 小分類に対応する C P C 生産物を特定し、ワークシート④欄に記載

なお、②同様、「No.」欄は整数の通し番号とするが、その内訳となる生産物がある場合は、下 2 桁（例：1.01）又は下 4 桁（例：1.01.01）の枝番を付す。

(2) ①から④を参考に「⑤一次原案生産物リスト」欄に以下の方法により一次原案生産物を記入する。

ア 一次原案のベースは、①NAPCS 及び②米センサス生産物とし、原則として①及び②に記載されている生産物を全て一次原案に記載する（生産物の名称は、基本的に NAPCS を参照する）。

ただし、検討対象産業に対応する米センサス生産物が多数存在する場合は、以下の考え方により一次原案の絞込みを行う。

i) 検討対象産業における主業の生産物と考えられるものは、米センサス生産物レベルの粒度を一次原案とする

ii) 検討対象産業における副業の生産物と考えられるものは、NAPCS レベルの粒度を一次原案とする

なお、上記に関らず、明らかに検討対象産業における生産物とは考えにくいものについては、一次原案から外すものとする。

また、NAPCS の内訳として対応関係にある米センサス生産物は、「No.」欄において下 2 桁の枝番（例：5.01、5.02・・・）を付す。

イ ③CPA 及び④CPC の生産物のうち、i) ①NAPCS 及び②米センサス生産物に掲載されておらず、ii) 検討対象 J S I C 小分類の生産物として想定されるものであり、iii) かつ、需要側視点から検討対象として加えるべきと考えられるものがあれば、一次原案に追加する。

ウ 「⑤一次原案生産物リスト」欄のうち、「No.」欄は整数の通し番号とするが、その内訳となる生産物がある場合は、下 2 桁（例：1.01）又は下 4 桁（例：1.01.01）の枝番を付す。

「分類名（案）」欄には、一次原案の分類名（案）を記入する。

「備考（定義・内容例示等）」欄には、①NAPCS 及び②米センサス生産物から引用した一次原案については、資料 16 により NAPCS の検討過程の定義又は内容例示を参考に記載し、③CPA から引用した一次原案については、資料 04 の「Structure and explanatory notes」を、④CPC から引用した一次原案については、資料 05 の「Explanatory notes」における定義又は内容例示をそれぞれ参考に記載する（参照すべき定義・内容例示がない場合は空欄とする）。

エ ①から④の生産物のうち一次原案として選定されたものについては、当該セルに網掛けを行う。また、CPA 又は CPC から選定されたものについては斜体で表記

する。

図 ワークシート①への記載イメージ

⑤ 一次原案生産物リスト		
No.	分類名(案)	備考(定義・内容例示等)
1	法務サービス(刑法)	刑法に関する法的助言、代理、書類作成代行、その他の関連サービス(弁護、調査、証言、専門知識)等の提供
2	法務サービス(遺言・財産権・信託財産)	遺言、遺言信託(課税、非課税)、生存者間の信託
3	法務サービス(家族法)	養子縁組、親権、離婚、子供との面接交渉権、成年後見、家庭内暴力、
4	法務サービス(不動産法)	(以下略)
5	法務サービス(企業法・商法)	.
5.01	法務サービス(破産法)	.
5.02	法務サービス(知的財産法)	.
5.03	法務サービス(税法)	.
5.04	法務サービス(他に分類されない企業法・商法)	.

- (3) 上記(1)及び(2)に関らず、NAPCS、米センサス、CPA又はCPCからは一次原案が作成できないJ S I C産業(例：Q複合サービス事業など)については、産業(業界)研究結果や既存の統計調査の調査品目名を参考にするなど、別途の方法により一次原案を作成することとし、その作成方法については、生産物分類策定研究会(以下「研究会」という。)において説明を行う。

2.2 二次原案の作成

ここでは、ワークシート②(二次原案作成用)【別紙様式3】により、調査研究結果及び既存統計調査の調査品目名を参考に一次原案を検討し、事業所・企業の報告可能性を考慮した生産物リストを作成する。具体的な作成方法は以下のとおり。

- (1) 「⑤一次原案生産物リスト」欄、「⑦既存統計調査の調査品目名」欄及び「⑧調査研究結果」欄を以下の方法により記載する。

⑤ 一次原案生産物リスト

ワークシート①の「⑤一次原案生産物リスト」を転記する。

⑦ 既存統計調査の調査品目名

検討対象J S I C小分類の産業に対応する以下の既存統計調査の調査品目名を記載する。

- i) 平成23年産業関連表細品目(10桁)分類
- ii) 国民経済計算(平成23年基準版)コモ法6桁分類
- iii) 平成28年経済センサス-活動調査 調査品目及び内容例示

iv) その他の関係統計調査における調査品目及び内容例示

⑧ 調査研究結果 (注)

総務省が実施する調査研究結果から、検討対象 J S I C 小分類の産業を含む以下の事項を記載する。

- i) 頻出単語・テキストマイニングを参考にした分類案及び回答項目例
- ii) 記載の多かった上位の事業内容 (※上位 10 程度)

(注) 本欄の記載方法については、現在実施している調査研究結果報告書の内容を踏まえて、必要に応じて見直しを行う。

(2) ⑤一次原案生産物リストについて、⑦調査研究結果及び⑧既存統計調査の調査品目を踏まえて、以下の方法により⑥二次原案生産物リストを作成する。

ア 二次原案の作成に際しては、「基本的な考え方」に示された分類基準の具体的な観点(生産物の需要先、生産物の代替性)を基本としつつ、⑦調査研究結果を踏まえて、以下の観点から我が国における事業所・企業の報告可能性を考慮して検討を行う。

- i) 一次原案の粒度で生産物を設定することが可能か否か (さらに統合又は分割する余地はないか)
- ii) 一次原案の生産物の名称を変更する必要性はないか (我が国の事業所・企業が認識可能な名称に変更する必要性はないか)

また、上記 i) 及び ii) による検討に関らず、既存統計調査の調査品目名が事業所・企業にとって比較的に関答可能な生産物となっている状況や既存統計調査の調査品目名以外に適切な分類方法がないなどの状況が認められる場合は、⑧既存統計調査の調査品目名を参考に修正することも検討する。

イ 「⑥二次原案生産物リスト」欄の各欄は以下の要領により記入する。

- i) 「分類コード」欄
後述の「(3) 暫定作業用生産物コードの付与」に基づき分類コードを付与
- ii) 「分類名 (案)」欄
上記に基づき検討を行った分類名 (案) を記載
- iii) 「定義・内容例示」欄
本生産物の定義又は内容例示を記載
- iv) 「備考」欄
一次原案から二次原案の作成に至った経緯 (統合・分割の理由、名称変更の理由等について簡潔に記載)

ウ 二次原案は、最下層分類のほか、直近上位の統合分類案も提示する。また、必要に応じて、最下層分類の内容例示案も提示する。(注)

(注) 内容例示案については、後述する暫定作業用生産物コードの 11 桁目に「9」を付記する。

エ 二次原案の最下層分類については、原則として「その他」項目 (バスケット項目)

を設定する。ただし、①当該生産物分類において「その他」項目が現在及び将来にわたって想定されない、②「その他」項目を設定しなくてもバスケット項目としての機能を代用することができる最下層分類が存在する場合はこの限りではない。

なお、直近上位の統合分類案における「その他」項目の設定については、統合の範囲や統合分類案の名称等も考慮し、個別に検討を行う。(注)

(注)「その他」項目の名称は、原則として「その他の●●」とするが、統合分類に「その他の●●」という名称が既に存在する場合は、「他に分類されない●●」の名称を使用するものとする。

(3) 暫定作業用生産物コードの付与

二次原案の各生産物に暫定作業用生産物コードを付与する。付与ルールは以下のとおり。

図 暫定作業用分類コードレイアウト

1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	5桁目	6桁目	7桁目	8桁目	9桁目	10桁目	11桁目	
1	6	3	0	1	6	0	3	0	3	9	②※ 需要先及び財・サービス等識別コード
①JSIC 小分類			②※		③品目細分コード			④※		④※ 後置符号	

① JSIC小分類

検討対象のJSIC小分類(3桁)を充てる。4桁目は原則として「0」とするが、細分類レベルで検討を行う場合は4桁まで充てる。なお、JSIC中分類(2桁)レベルで検討を行う場合は、3桁目も「0」とする。

② 需要先及び財・サービス等識別コード

需要先及び財・サービス等を識別するコードであり、5桁目及び6桁目で構成。

- ・ (5桁目) 需要先識別コードであり「0」～「9」を使用。専らの需要先が異なることがほぼ特定可能な場合(注)は、以下の「1」、「2」及び「6」から選定し、需要先が混在していて特定できない場合又は需要先が不明である場合は「9」とする(これ以外は当面欠番)。

「1」：企業向け

「2」：一般消費者向け

「6」：輸出向け

「9」：混在・不明

(注) 「専らの需要先が異なることがほぼ特定可能な場合」とは、例えば、i) 調査研究結果により、事業所及び企業において当該生産物の売上(収入)金額が企業向け又は一般消費者向けの別に回答できる可能性が高い、ii) 経済センサスー活動調査の産業別集計において、当該生産物を産出する産業細分類の収入を得た相手先別収入額(一般消費者・他の企業・団体(民間)・他の企業・団体(政府)、海外取引)の80%以上が特定の相手先となっているなどの情報から判断する。

- ・ (6桁目) 財・サービス等識別コードであり、「0」～「9」を使用。財又はサ

サービスの区分が可能な場合（注）は、以下の「1」、「4」、「5」及び「6」から選定し、生産物の中に財とサービスが混在している場合又は判別が不明な場合は「9」とする（これ以外は当面欠番）。

「1」：財

「4」：卸売サービス

「5」：小売サービス

「6」：サービス（卸売・小売を除く）

「9」：混在・不明

（注） 財及びサービスの区分は以下の考え方を参考にする。

（財）所有権が設定され、市場取引を通じてある経済主体から他の経済主体に移転する物質的対象。生産と取引は区分される。

（サービス）所有権は設定できない。消費単位の状態を変化させるもの。サービスの生産と取引は区分できない。

なお、上記に関らず、当面の間、知的財産生産物は「6」（サービス（卸売・小売を除く））に区分する。

③ 品目細分コード

最下層の生産物分類案の分類コードであり、7桁目から10桁目で構成

- ・（7桁、8桁目）：品目グループコードであり、「01」～「99」を使用し、「00」は使用しない。なお、「99」はJ S I C小分類内の「その他」項目（バスケット項目）にのみ使用し、通常項目（バスケット項目以外の分類項目）には使用しない。
- ・（9桁、10桁目）：品目細分コードであり、「00」～「99」を使用し、「00」は品目グループの統合項目にのみ使用し、「99」は品目グループ内の「その他」項目（バスケット項目）にのみ使用し、通常項目（統合項目及びバスケット項目以外の分類項目）には使用しない。
- ・品目グループコード及び品目細分コードは、それぞれ初期においては、原則として、3の倍数を付番することとする（例：「03」、「06」、「09」、「12」・・・）

④ 後置符号

最下層の生産物分類案以下の内容例示の内容を示す。11桁目に「9」を付す。（注）

（注） 参考として設けるものであり、全ての生産物に付番されるものではない。

(4) 「産業別生産物リスト」の作成

「ワークシート②」で小分類ごとに作成した二次原案の生産物リストを「産業別生産物リスト」【別紙様式4】において整理する。同リストは、当該産業大分類の二次原案の生産物全体を一覧するとともに、J S I Cと生産物分類二次原案の最下層分類及び直近上位分類との対応関係を整理するために作成するものである。

また、同リスト内のJ S I C小分類（又は細分類）間において、同一の最下層分類

又は直近上位分類を特定し、名称を統一するとともに、「初出コード」(注)欄に当該分類の初出コードを記載する。

(注) 「初出コード」とは、生産物分類策定研究会における産業大分類別の検討順で最初に出現した分類の暫定作業用分類コードを指す。

図 「産業別生産物リスト」の記載イメージ

大分類 L 学術研究, 専門・技術サービス業				
JSIC		二次原案生産物リスト		
分類番号	分類項目名	分類コード	分類名(案)和文	初出コード
L	学術研究, 専門・技術サービス業			
71	学術・開発研究機関			
710	管理, 補助的経済活動を行う事業所(71学術・開発研究機関)			
711	自然科学研究所	7110160300	自然科学基礎・応用研究	
7111	理学研究所	7110160303	理学基礎・応用研究	
7112	工学研究所	7110160306	工学基礎・応用研究	
7113	農学研究所	7110160309	農学基礎・応用研究	
7114	医学・薬学研究所	7110160312	医学・薬学基礎・応用研究	
		7110160399	その他の自然科学基礎・応用研究	
		7110160600	知的財産権の売却	
		7110160603	著作権の売却	
		7110160699	その他の知的財産権の売却	
		7110160900	知的財産権の使用許諾	
		7110160903	著作権の使用許諾	
		7110160999	その他の知的財産権の使用許諾	
		7110160999	特許権の使用許諾	
		7110160999	商標権の使用許諾	
			.	
			.	
			.	
712	人文・社会科学研究所	7120160300	人文・社会科学基礎・応用研究	
7121	人文・社会科学研究所	7120160303	人文・社会科学基礎・応用研究	
		7120160399	その他の人文・社会科学基礎・応用研究	
		7120160600	知的財産権の売却	7110160600
		7120160603	著作権の売却	7110160603
		7120160699	その他の知的財産権の売却	7110160699
		7120160900	知的財産権の使用許諾	7110160900
		7120160903	著作権の使用許諾	7110160903
		7120160906	その他の知的財産権の使用許諾	7110160999
			(以下略)	
			.	

2.3 企業等への補足ヒアリング及び関係府省等への意見照会等を踏まえた二次原案の修正

ここでは、企業又は業界団体等への補足ヒアリング及び関係府省等への意見照会を経て、必要に応じて二次原案を修正する。具体的な作成方法は以下のとおり。

(1) 企業又は業界団体等への補足ヒアリング (任意)

作成した二次原案について、必要に応じて企業又は業界団体等への補足ヒアリング

を行い、事業所・企業の報告可能性を確認し、その結果を踏まえて、必要な修正を行う。

(2) 関係府省等へ意見照会

作成した二次原案について、GDP統計関係府省庁や検討対象産業所管府省庁等に事前に示し、意見照会を行い、その結果を踏まえて、必要な修正を行う。(注)

(注) 可能な限り事前に意見照会を行うこととするが、作業の進捗状況によっては、本プロセスを省略し、研究会に二次原案を直接提出することもやむを得ないものとする。

なお、上記意見照会の実施の有無に関らず、関係府省庁等には、研究会当日及び研究会後にも意見を提出する機会を設け、事務局はこれらの意見を踏まえて、次回（又は次々回）の研究会に修正案を提出する。

3 生産物分類策定研究会における検討

作成した二次原案を研究会に提出し、検討を行う。研究会では以下の順番で説明・質疑を行う。

① 産業（業界）研究資料の説明

検討対象の産業に係る業界研究資料により、業界及び主な商品・サービスの全体像を説明する。

② 分類原案の説明

「ワークシート①、②」及び「産業別生産物リスト」により分類原案を説明する。また、関連する調査研究結果（企業ヒアリング、アンケート）についても資料を準備し、説明を行う。

研究会における議論を踏まえて、事務局は必要な二次原案の修正を行い、その結果を、次回以降の研究会に報告する。

【産業横断的に行う作業】

(注) 以下の事項については、引き続き検討を行う。

- 4 複数の分野に出現する生産物の統合検討

- 5 産業分類との対応関係の整理

- 6 中上位分類の構築

- 7 生産物分類策定研究会における検討（分類構成全体）

- 8 国際分類（CPC、HS）との対応表の作成

産業（業界）研究資料

産業（業界）名	
JSIC 大分類	
中分類	
小分類	
細分類	
(1) 関係法令等	
(2) 業界売上高 ・ 業界シェア ・ 事業所数等	
(3) 主な商品・サービス等	
(4) 関係業界団体	
(5) 備考（最近の 動向等）	

(注) 上記 (1) ～ (5) については、特に記載すべき事項がなければ「特筆事項なし」と記載する。また、既存の資料があれば、それを添付して本様式への記載を省略しても差し支えない。

